

未支給年金の請求について

1 未支給年金を請求できる方

遺族共済年金の支給を受けていた方が死亡したときに、その方が支給を受けなかった給付（以下「未支給年金」といいます。）があるときは、死亡した方と生計を同じくしていた方のうち、死亡した方と三親等以内の親族の方（※）にお支払いしますのでご請求下さい。

※①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹、⑥甥・姪、⑦子の配偶者など（複数いる場合は、番号の小さい方）で、日本年金機構へ遺族厚生年金の未支給年金の請求をした方。

2 全ての方が提出する書類

未支給年金を請求する方（以下「請求者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

	提出書類	注意事項
ア	未支給年金決定請求書	請求書の表面と裏面の「生計同一関係に関する申立書」の該当箇所を記入・捺印してください。
イ	請求者の通帳のコピー	金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人カナを確認することができるページのコピーを提出してください。
ウ	請求者の戸籍抄本等の原本	死亡した方と請求者の続柄を確認することができる戸籍抄本または戸籍謄本を提出してください。ただし、請求者が死亡した方の子以外の場合は、死亡した方の除籍謄本及び改製原戸籍なども提出してください。
エ	死亡した方の死亡診断書のコピー	死亡した方の死亡診断書がない場合は、死亡した方の除籍謄本または住民票除票（いずれも原本）を提出してください。

3 死亡した方と請求者の住民票の住所が異なる場合に提出する書類

死亡した方と請求者の住民票の住所が異なる場合は、上記2の書類の他に次の書類を提出してください。

	提出書類	注意事項
①	日本年金機構へ提出した「生計同一関係に関する申立書」のコピー	「生計同一関係に関する申立書」のコピーをお持ちではない方は、請求書裏面の「生計同一関係に関する申立書」の4に必要事項を記入し、民生委員、施設長、隣人など三親等内の親族以外の方の署名を受けてください。
②	日本年金機構から送付された「未支給年金振込通知書」のコピー	未支給年金振込通知書は、年金事務所での手続後2～3か月で日本年金機構から郵送されます。 次のいずれか該当する場合は、提出する必要はありません。 ・請求者が死亡した方の子であって、死亡した方が施設に入所しており、上記①の申立書に施設長の署名及び施設の押印がある場合 ・未支給年金がない場合 ※未支給年金がない場合は、「未支給年金振込通知書」に代えて最後に振り込まれた遺族厚生年金の振込日、支給額及び口座名義人が分かる通帳のコピーを提出してください。

4 その他の注意事項

- (1) 未支給年金を受けることができる同順位の親族が2人以上いるときは、その金額を1人に支給することにより、同順位の親族全員に対して支給したものとして扱われます。
- (2) 未支給年金の請求を行ってから未支給年金が支払われるまで、概ね2ヶ月程度かかります。書類に不備・不足等がある場合、不備書類等が揃った時点から同様の期間が必要となります。